

## 幼児教育・保育の無償化について

令和8年10月以降

- 無償化の対象となるためには、お住まいの市区町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
  - ①認可保育所や認定こども園等を利用されていない方で、「保育の必要性」がある方が対象となります。
  - ②「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、詳しくはお住まいの市区町村にご確認ください。
  - ③「保育の必要性の認定」をまだ受けていない場合、市区町村に申請が必要です。
- 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもは、月額4.03万円までの利用料（保育料）が無償化の対象となります。
- 0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもは月額4.57万円までの利用料（保育料）が無償化の対象となります。
- 都道府県等に届出をした認可外保育施設、  
(一般的な認可外保育施設や、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等)  
一時預かり事業、病児保育事業、  
ファミリー・サポート・センター事業が対象です。

※請求・支払いなど手続きの詳細についてはお住まいの市区町村にご確認ください。

問い合わせ先：

【お近くの認可外保育施設に関する情報について】

埼玉県 福祉部 こども支援課 保育政策担当

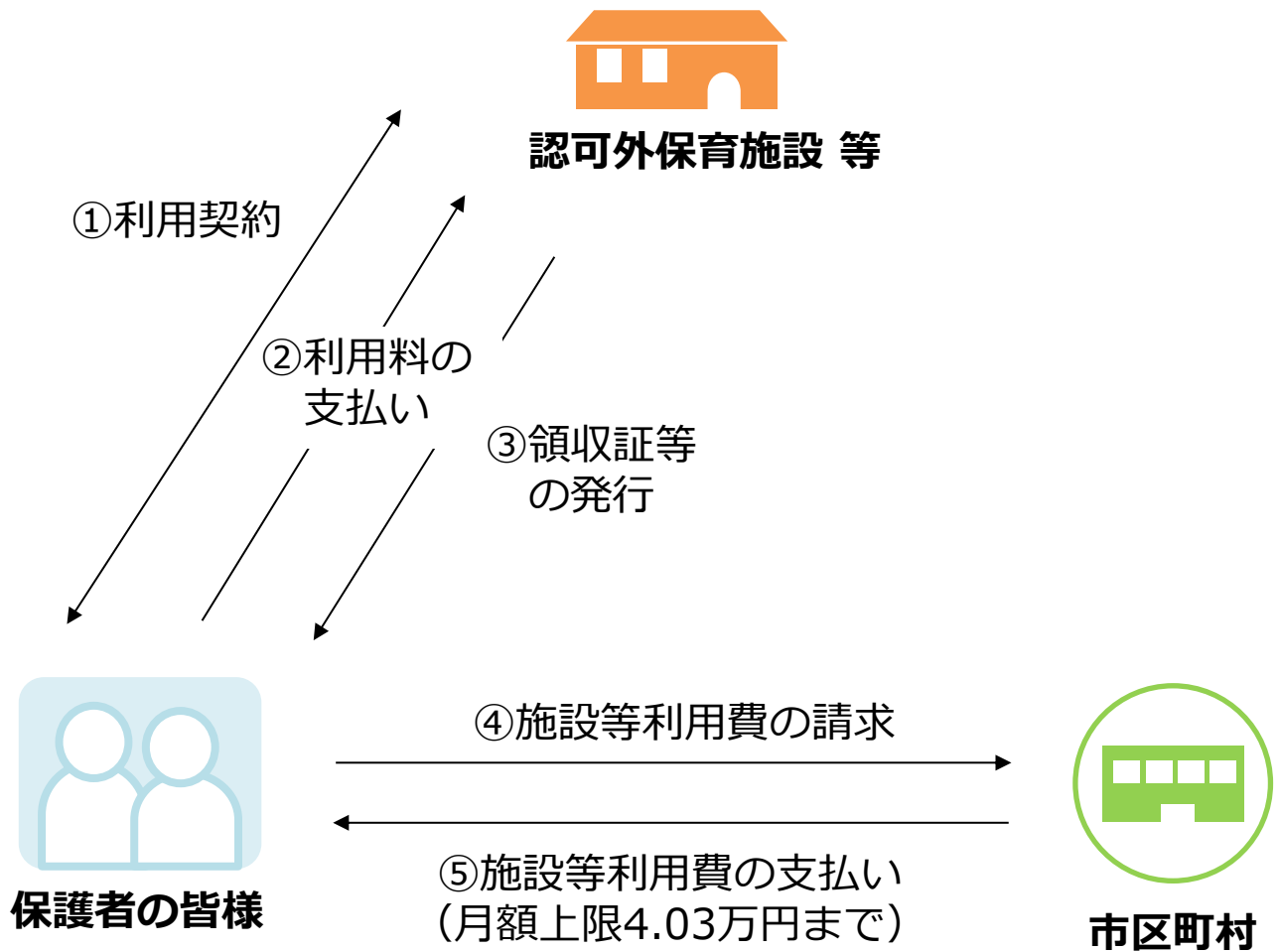
TEL：048-830-3328

【無償化の給付や保育の必要性の認定の手続について】

北本市役所 こども健康部 保育課 保育担当

TEL：048-594-5538（直通）

## 【基本的な手続きのイメージ】



※保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、市区町村に申請が必要です。

※請求・支払いの時期など、手続の詳細については、お住まいの市区町村にご確認ください。

※施設によって、手続きが異なる場合があります。

※無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、保護者の負担となりますので、ご承知おきください。